

毎週月、水、金曜日発行

# 富 山 県 報

平成26年 3 月 26 日

水 曜 日

号 外(6)

## 目 次

### 教育委員会規則

- 富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 1
- 富山県教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する規則の一部を改正する規則 3
- 県費負担教職員及び県立学校教員の指導改善研修及び転任等の手續に関する規則の一部を改正する規則
- 県費負担教職員及び県立学校教員の転任等の手續に関する規則を廃止する規則 4
- 富山県教職員健康審査会規則を廃止する規則 5
- 富山県立学校管理規則の一部を改正する規則

### 教育委員会訓令

- 富山県教育委員会事務局及び富山県立学校職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令 6

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年 3 月 26 日

富山県教育委員会

委員 長 村 井 和

### 富山県教育委員会規則第 2 号

富山県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

富山県教育委員会行政組織規則（平成11年富山県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の表スポーツ・保健課の項中「マラソン開催準備班」を「富山マラソン推進班」に改める。

第 6 条中第23号を削り、第24号を第23号とし、第25号から第29号までを 1 号ずつ

繰り上げる。

第15条の表富山県文化財保護審議会の項の次に次のように加える。

富山県転任等審査委員会	教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条の2第1項及び第4項の規定による認定並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の2第2項の規定による判断に関し、委員会の諮問に応じて調査審議し、及び委員会に対して答申する事務	教 職 員 課
-------------	--	---------

第15条の表富山県立山博物館運営委員会の項の次に次のように加える。

指定管理候補者選定委員会	公の施設に係る指定管理候補者の選定に関する事務	公の施設所管室課
指定管理者評価委員会	指定管理者が行う公の施設の管理の業務の実施の状況等の評価に関する事務	公の施設所管室課

## 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日の前日において次の表の左欄に掲げる職にあった者は、別に辞令を発せられない限り、同表の右欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

この規則の施行前の職の名称	この規則の施行後の職の名称
スポーツ・保健課マラソン開催準備班長	スポーツ・保健課富山マラソン推進班長

（教育企画課）

富山県教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年 3 月26日

富山県教育委員会

委員 長 村 井 和

### 富山県教育委員会規則第 3 号

富山県教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則の一部を改正する規則

富山県教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する規則（平成17年富山県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第 6 条各号列記以外の部分中「第 7 条」を「第 9 条」に改める。

第 7 条及び様式第 2 号中「第11条」を「第13条」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(教育企画課)

県費負担教職員及び県立学校教員の指導改善研修及び転任等の手続に関する規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年 3 月26日

富山県教育委員会

委員 長 村 井 和

### 富山県教育委員会規則第 4 号

県費負担教職員及び県立学校教員の指導改善研修及び転任等の手続に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員及び県立学校教員の指導改善研修及び転任等の手続に関する規則（平成20年富山県教育委員会規則第 6 号）の一部を次のように改める。

第 1 条中、「教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号）」を「教育公務員特例法（昭和24年法律第 1 号。以下「教特法」という。）」に改める。

---

第3条中並びに第4条第1号及び第2号中、「教育公務員特例法」を「教特法」に改める。

第4条中、「転任等審査委員会」を「富山県附属機関条例（平成26年富山県条例第2号）第2条により設置している富山県転任等審査委員会（以下「審査委員会」という。）」に改める。

第5条見出し「（審査委員会の設置）」を「（審査委員会）」に改める。

第5条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項から第7項までを1項ずつ繰り上げる。

第7条第3項中、「富山県教職員健康審査会」を「専門的な知識を有する者」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行後最初に任命される委員の任期は、この規則による改正後の県費負担教職員及び県立学校教員の指導改善研修及び転任等の手続に関する規則第5条第4項本文の規定にかかわらず、平成26年6月30日までとする。

（教職員課）

県費負担教職員及び県立学校教員の転任等の手続に関する規則を廃止する規則を次のように定め、公布する。

平成26年3月26日

富山県教育委員会

委員長 村 井 和

## 富山県教育委員会規則第5号

県費負担教職員及び県立学校教員の転任等の手続に関する規則を廃止する規則

県費負担教職員及び県立学校教員の転任等の手続に関する規則（平成15年富山県

教育委員会規則第10号) は、廃止する。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

(教職員課)

富山県教職員健康審査会規則を廃止する規則を次のように定め、公布する。

平成26年 3 月26日

富山県教育委員会

委員 長 村 井 和

**富山県教育委員会規則第 6 号**

富山県教職員健康審査会規則を廃止する規則

富山県教職員健康審査会規則（平成15年富山県教育委員会規則第11号）は、廃止する。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(教・小中学校課)

富山県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成26年 3 月26日

富山県教育委員会

委員 長 村 井 和

**富山県教育委員会規則第 7 号**

富山県立学校管理規則の一部を改正する規則

富山県立学校管理規則（昭和32年富山県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第13条の表中

副主幹	特命事項を掌理する。
-----	------------

主任	担当事務を処理する。
主事	事務に従事する。

を

副主幹	特命事項を掌理する。
係長	事務部長又は事務長を補佐するとともに、担当事務を処理する。
上席専門員、主任専門員及び主任	担当事務を処理する。
技能主任専門員、技能主任	担当の事務及び技能労務に従事する。
主事	事務に従事する。
技能主事	事務及び技能労務に従事する。

に改める。

第13条の次に次の1条を加える。

(学校事務の共同処理)

**第13条の2** 校長は、事務処理の効率化を図るため、他の校長と連携し事務を共同処理することができる。

2 前項の共同処理に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(教職員課)

~~~~~  
訓 令  
~~~~~

富山県教育委員会事務局及び富山県立学校職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成26年3月26日

富山県教育委員会

委員長 村 井 和

富山県教育委員会訓令第1号

本 庁  
出先機関  
教育機関  
県立学校

富山県教育委員会事務局及び富山県立学校職員被服等貸与規程の一部  
を改正する訓令

富山県教育委員会事務局及び富山県立学校職員被服等貸与規程（昭和43年富山県  
教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1項中

冬作業服上	1	1	
夏作業服上	1	2	
冬作業服下	1	1	
夏作業服下	1	2	
雨 衣	1	2	
ゴム長靴	1	2	

を

作業服上	1	1	
作業服下	1	1	
雨 衣	1	2	
ゴム長靴	1	1	

に改める。

**附 則**

（施行期日）

1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の富山県教育委員会事務局及び富山県立学校職員被服等貸与規程に基づき貸与されている被服等は、この訓令による改正後の富山県教育委員会事務局及び富山県立学校職員被服等貸与規程の相当規定により貸与されたものとみなす。この場合において、貸与期間の計算につ

いては、この訓令による改正前の富山県教育委員会事務局及び富山県立学校職員被服等貸与規程により貸与を受けた時から起算する。

(教・小中学校課)